

2022年度 新商品・新技術研究開発事業

【既存製品改良】 募集要項

一般財団法人 自転車産業振興協会

1. 事業目的

当協会は、日本で唯一の自転車専門の技術研究所を有し、自転車関係の ISO・JIS 制定を主導するなど、従来から我が国自転車製造基盤の維持・強化において中心的な役割を担ってきている。

2022 年度より、中小自転車企業の生産性向上を図ることを目的に、その既存製品の改良経費を支援し、もって我が自転車産業の持続的発展を図る。

2. 対象

- ① 日本国内に本社を置く、法人格を有する中小自転車企業
- ② 中間及び最終報告時に改良製品の提示ができる

(注1)申請は1企業あたり1件とする。

(注2)他の団体・組織に対し助成金・補助金を申請する場合は対象外とする。

3. 期間

対象期間は、2022 年 4 月～2023 年 2 月末とする。

4. 助成額

① 下記 A～G 各々の対象事業費について 1/2、または上限 200 万円の内いずれか低い方を限度として助成する。但し、採用件数によっては助成の上限を変更することがある。

- A. 商品企画費
- B. 設計・デザイン費
- C. 金型等製作費
- D. 試作費
- E. 組立製造費
- F. 試験費
- G. 特許・実用新案等関係費

② 対象事業費は、2022 年 5 月開催予定の第 1 回委員会において内定を受けた後に発生した経費に限る。

(注)社内労務費及び海外企業への業務委託費は事業費の対象とならない。

5. 改良の要件

下記①～⑤の要件を満たすものとする。

- ① 改良の妥当性
 - 旧来の製品と比べて性能面の向上(機能性・操作性・駆動性など)がみられるか
 - 他社類似製品との相違点が明確であるか
- ② 製品の安全性
 - JIS/ISO 規格への整合、利用者への使用安全性への配慮がみられるか
 - 構造及び組立に不備(溶接不良・強度不足など)はないか
- ③ 生産計画の妥当性
 - 計画は実現可能性のあるものか
 - 生産における十分な設備、または外部委託先との適切な関係を保有しているか
- ④ 開発比率の評価
 - 開発における自社/外部委託比率の妥当性
- ⑤ 販売計画の妥当性
 - 計画は実現可能性のあるものか
 - 製造原価と販売価格の妥当性

6. 申請方法及び受付期間

事業計画書に必要な事項を記載の上、下記受付期間内にメールにて送付すること。なお提出された事業計画書等申請書類は返却しない。

受付期間:2022年3月1日(火)～4月8日(金)

7. 選考方法

- ① 事務局による書類選考
- ② 第1回委員会において申請者によるプレゼンテーションの内容、事業計画書の内容を総合的に審査の上、内定者を決定する。

○審査に当たっての注意点

- 審査は本要項「5. 改良の要件」を基に実施する。
- 改良を実施するにあたり、外部委託の大半が1企業となっている場合は選考から漏れる場合がある。
- 提出された事業計画書や見積書等申請書類は、事前検討のため第1回委員会開催前に委員宛にコピーを郵送にて送付する。

8. 結果通知

審査結果について、第1回委員会終了後、申請者に通知する。採用内定者に対しては、内定額を通知するとともに事務処理要領を交付する。

9. 委員会での報告

第1回委員会での審査及び内定の後、計2回の委員会を開催し、採用内定者からの報告を受けるとともに、委員からの意見を採用内定者にフィードバックする。

委員会は以下の通り実施する。

委員会	開催時期(予定)	内容
第1回	2022年5月	審査及び内定
第2回	2022年11月	中間報告(試作品提示)
第3回	2023年3月	最終報告(完成品提示)

○委員会での報告における注意点

- 事業完了の見込みがない、または成果が期待できないことが判明した際には、助成金の支払いを取り止める場合がある。
- 中間報告で試作品、最終報告では完成品を必ず提示すること。

10. 知的財産権の取り扱い

- ① 本研究開発商品の特許権及び実用新案権等の知的財産権は、申請者に帰属する。
- ② 知的財産権に係る紛争に当会は関与しない。
- ③ 知的財産権については、事前に手続きを済ませること。
- ④ 委員会での意見等に係る知的財産権について、当該意見を寄せた者には発生しないことを前提とする。

11. 会計調査

本事業は任意に会計調査を行うことがある。

12. 問い合わせ先

(一財)自転車産業振興協会 事業部 担当 神田

・TEL: 03-6409-6921 ・FAX: 03-6409-6868 ・Mail: kanda@jbpi.or.jp